

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労務管理・許認可申請

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 3
電話 : 03 - 3609 - 7668
FAX : 03 - 3609 - 0404
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2006年12月号

平成 18 年度の年末調整について

◆年末調整を行う理由

給与を支払う事業主は、毎月(日)の給与の支払いの際、「源泉徴収税額表」によって所得税を給与から控除しますが、毎月控除した所得税の1年間の合計額と、年間の給与総額にかかってくる所得税の年額とは一致していません。

一致しない理由として、①1年の途中で扶養親族等に異動があっても、異動後からの税額が修正されるだけで遡って各月の所得税が修正されない②配偶者特別控除や生命保険料、損害保険料等が控除されていない、などがあげられます

◆昨年との相違点

平成17年度と大きく異なる点は、「定率減税額」の引下げです。平成17年度は所得税額の20パーセント相当額(最高25万円)が減税されていましたが、平成18年度は、昨年の半分の所得税額の10パーセント相当額(最高12万5,000円)が減税されます。

さらに平成19年度は、定率減税が廃止されます。また、勤労学生控除の対象となる専修学校お

よび各種学校の設置者の範囲に、「文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者」が追加されています。

昨年から引き続き、配偶者控除の適用を受けている方は配偶者特別控除を受けることができません(本人の所得が1,000万円を超える方にも配偶者特別控除は適用されません)。

老年者控除も平成17年分以後の所得税から廃止されています。

◆平成19年以後の改正点

① 定率減税の廃止に伴い、平成19年1月からの「源泉徴収税額表」が変更となりますので、1月支払の給与から所得税の徴収額が変更となります。

② 損害保険料控除が改組されることになり、長期損害保険料と短期損害保険料の合計額(最高15,000円)の控除となっていたのが、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額(最高5万円)を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされることとなります。

年金額訂正 3 万 3900 件(昨年度)

加入期間調査依頼中 16%に記録モレ

社会保険庁が 2005 年度だけですでに年金を受取っている人の年金額や加入期間を 3 万 3925 件訂正していたことが明らかになっています（日経新聞 11.24）。厚生年金の加入記録モレが見つかったことなどによるもので、年金受給手続の時、記録モレが見逃されていたことによります。年金加

入記録を巡っては、多くの問い合わせがあるところから、社会保険庁が一般向けの相談窓口を全国に設けた 8 月下旬から 10 月 20 日までに 29 万件を超す問い合わせがありました。うち約 16%で記録不一致が見つっています。

新しい年金額通知サービス「ねんきん定期便」の概要

◆新通知サービスで保険料納付率アップ？

老後に受け取る公的年金の見込み額や納付記録を、政府が加入者全員に通知する「ねんきん定期便」の概要が固まりました。

このサービスは 2008 年 4 月から始まる予定ですが、年金支給開始年齢が 60 歳となるおおむね男性で 54 歳以上、女性で 49 歳以上の世代に限り、2007 年末から通知が始まります。

50 歳以上の人には最終的な年金見込み額を知らせ、見込み額の算定が難しい 50 歳未満の若い世代には目安がわかる早見表を同封して将来の年金額をイメージできるように工夫しているそうです。

いくらもらえるかがわかりにくいことが、年金への不信感や保険料の未納につながっているという現状を改善し、制度への信頼を取り戻すねらいがあります。

◆加入者に通知される内容は？

全加入者に毎年 1 回送付される「ねんきん定期便」には、①これまでの加入期間、②納めた保険

料の額、③それに基づく年金額が示されるようです。年金は実際には 25 年以上加入しないと受け取れませんが、25 年未満の人にもそれまでに支払った保険料に見合う年金額が示されます。

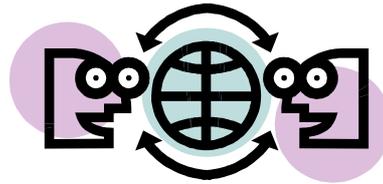
これに加えて、50 歳以上の人については、将来の収入の見通しを考慮したうえで、受給開始年齢に達した時点で受け取ることのできる年金の見込み額も明記されます。

50 歳未満の人については、将来の年収の想定が難しいため、年収と納付期間を掛け合わせて年金額の目安がわかる早見表が同封されるようです。

◆現在行われているその他のサービス

その他のサービスには、インターネットでの見込み額試算、ねんきんダイヤル（電話：0570-05-1165）、離婚時厚生年金分割に関する情報提供などがありますが、いずれも大まかな金額のみがわかるシステムとなっているため、正確な金額などを知りたい場合は、従来通り社会保険事務所の窓口で相談する必要があります

相談室



質問： 給与は全額差し押さえられますか？

回答： 原則として4分の1までです

◆差し押さえ命令の出た社員への支払いは？

社員の借金返済が滞り、裁判所から給与の差し押さえ命令が出てしまいました。しかし、給与は雇用主が本人に直接支払うべきものと法律（労働基準法）で定められています。

命令の法的意味は重そうですが、全額を押さえられたりするケースはあるのでしょうか。

◆賃金支払いの5原則

労働基準法では、使用者に対して立場が弱くなりかねない労働者の生活を守るため、「賃金支払いの5原則」（**直接払い・通貨払い・全額払い・毎月払い・一定期日払い**）が定められています。

◆裁判所の差し押さえ命令には従うべき？

裁判所が差し押さえを命じたということは、法的に貸主の主張が通ったということです。この場合、その社員は差し押さえ命令に応じなければなりません。

直接払いの原則に反するようにも見えますが、問題はありません。このようなケースは借金返済が滞った場合だけでなく、国や地方への税金の滞納なども同様の扱いとなります。

◆4分の3は原則本人に

給与を全額差し押さえられれば、その社員は生活ができません。このため、差し押さえ金額は原則として賃金の4分の1となっています。雇用主は4分の3を本人に、4分の1を貸主や国・地方に支払うこととなります。この場合、債務者保護の観点から、賃金から所得税、地方税、社会保険料などを控除した**手取り賃金をベース**に考えられます。

全額差し押さえを禁じているのが生活保護の観点であるため、標準的な世帯所得を超える高い給料をもらう人からは、政令で定める額を超える部分の全額を差し押さえに回せることとなります。

◆「直接払いの原則」の効力

「直接払いの原則」は、この差し押さえ命令以外ではかなり強い効力を持ちます。例えば複数の社員から委任を受けた者にまとめて支払い、後に分配してもらうことは許されませんし、代理人などへの賃金支払いも「直接」の原則から反するとされています。

もし、社員が賃金を第三者に譲渡することを当事者間で合意していても、雇用主はとりあえず本人に支給しなければなりません。

扶養親族とすることができる「年収 130 万円」

◆「年収 130 万円」未満の意味

働く時間と日数が正社員のおおむね 4 分の 3 未満で、年収が 130 万円未満である場合、配偶者が加入する厚生年金保険や健康保険の被扶養者となり、健康保険や年金の保険料を負担しなくても給付が受けられるようになります。

この「年収 130 万円」の内容が職業などにより異なることがあります。

◆額面通りでない職業も

サラリーマンの夫を持つ妻の場合、妻がパートで働いているときは、給与、公的年金などすべてが収入となりますので、これらを足し合わせて 130 万円未満かどうか問題となります。

一方、妻が自営業者だと、売上からその売上を得るための必要経費を控除した金額を年収として扱います。この経費には、消耗品や研修費など実際に使用した金額以外に、パソコンや車を購入した場合の減価償却費も含まれます。したがって、妻が自営業者なら売上 130 万円以上であっても夫の扶養になれることがあります。

また、妻の働き方だけでなく、夫の会社の健康保険組合の規約によっても被扶養者になれるかどうか異なります。健康保険組合の中には、規約で年収 130 万円未満でも、103 万円を超えていると被扶養者にはならないと決めている組合もあるからです。

◆現実はどうか？

本来、年収 103 万円以下は税法上の扶養親族、130 万円未満は社会保険の被扶養者の認定基準で

すが、混在しているのが現状です。いずれにしても、国民年金に加入している夫を持つ妻は、働き方や収入にかかわらず、医療も年金も自身で保険料を支払います。パートに出て厚生年金に加入したほうが社会保険料も安く年金額も増えることがあるのが現実のようです。

一般的に、サラリーマンに扶養される第 3 号被保険者は有利だと言われていますが、政府はパートを厚生年金に加入させることを検討中です。

トピックス

★賃金不払残業の無料電話相談に 1, 380 件

厚生労働省は 11 月 28 日、全国の労働局で勤労感謝の日（23 日）に実施した「賃金不払残業の無料相談ダイヤル」に 1,380 件の相談が寄せられたと発表した。このうち労働者本人からの相談は 975 件で、労働者の家族が 336 件、使用者が 4 件となっている。業種別に見ると、商業が 282 件と最も多く、製造業が 263 件、建設業が 146 件と続いた。

★社会保険事務所と連携で「労災隠し」対策

厚労省は、仕事でケガをしたにもかかわらず労災の届出を行わずに健康保険で受診した労働者の情報を社会保険庁から提供してもらい、事業所の調査に活用する方針を固めた。事業主が労災保険でなく健康保険での受診を労働者に強要して事故を隠そうとする「労災隠し」を監視するのが狙い。全国の労基署は、2005 年に 150 件を悪質な労災隠しとして送検している。（11 月 6 日）